

都道府県の国民の保護に関する計画の変更

令和元年１２月２０日の閣議において、新潟県、島根県、岡山県及び熊本県の都道府県の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定しました。

- ・ 都道府県は、法令改正、国民の保護に関する基本指針の変更等を踏まえ、必要に応じて国民保護計画を変更しており、計画の変更に当たっては、軽微な変更を除き、内閣総理大臣への協議が必要とされている。
- ・ 今般、新潟県、島根県、岡山県及び熊本県から、計画の変更に関する内閣総理大臣への協議の申出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。変更内容の概要は別紙のとおり。

都道府県の国民保護計画の変更概要

都道府県国民保護計画の変更

【新潟県】

- ・県対策本部の体制の強化

県地域防災計画において、県災害対策本部に設置される広域受援調整担当が拡充され広域応援・受援調整グループが設置されるとともに、航空運用調整班が設置される等の改正が行われたことを踏まえ、県国民保護計画における県国民保護対策本部において同様の改正を行うもの。

【島根県】

- ・食料の公的備蓄に関する見直し

平素からの備えや予防に関し、県、市町村が備える公的な食料の備蓄方針について、県地域防災計画の改正を踏まえ改正を行うもの。

【岡山県】

- ・職員配備体制の強化

職員の配備体制について、専門的な観点から幅広い情報収集等が必要な場合に配備される第2次連絡体制に、消防保安課を追加。

【熊本県】

- ・県対策本部の体制の強化

国民保護共同図上訓練における成果及び県地域防災計画に基づく災害対応体制を踏まえ、県国民保護対策本部に設置される本部室の事務を総括する室長を補佐する室次長に消防保安課長を追加。

- ・核兵器等の攻撃への対応の記述追加

平成26年に基本指針に追加された、NBC攻撃を受けた場合の住民避難の留意事項を踏まえ、核攻撃等においては避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする旨を追加。

- ・武力攻撃原子力災害への対処の記述追加

平成25年及び26年に基本指針に追加された、武力攻撃原子力災害を受けた場合の対処を踏まえ、住民避難等の措置、安定ヨウ素剤の服用及び食料品等による被ばくの防止について、必要な措置を講じるものとする旨を追加。